

企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携!

労働安全衛生法 クイックガイド2023

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2023

後藤博俊 著

A5判・364頁 定価4,290円(本体3,900円+税10%)



労働安全衛生法 クイックガイド2023

Industrial Safety and Health Act
Quick Guide 2023

後藤博俊

安全衛生管理の遵守事項を
一覧にまとめた決定版!

「監査表形式だから ひとめで重要なポイントが わかる!」	「労災を防ぐための ポイント」 「よくあるQ&A」で 要点が揃め!」
------------------------------------	---

内容発行日:2023年4月1日(一部例外あり)

第一法規

- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー!
- 労働安全衛生関連の法令毎に、労災を予防するためのポイント、法令の目的、法体系、告示、通達等を簡潔に掲載!
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理!
- 現場で起きる間違いややすいポイントをQ&A形式で解説!

内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

略称: 安衛法

1) 事業者の基本的義務
事業者は労働者の安全と健康を確保すること
事業者の最も基本的な責務で、「労働者」にはパートタイマーや期間雇用者なども含まれます。
2) 労働者の安全衛生
労働者が労働災害を防止するため必要な事項を守ることをされている。
3) 安全衛生管理体制の確立
業者・事業場規則に応じて、統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医等の選任。
安全部委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設置して安全衛生に関する調査・審議を行ひ、若しくは労働者の意見を聞き場所を設ける。
4) 重層下請け構造の事業規範の多い建築業及び造船業における労働災害防止のための安全衛生実現体制の構築
統括安全衛生管理者、元方安全管理者、店舗安全管理者、運送者、安全衛生責任者の選任を行う。
5) 事業者による労働災害の防止
事業者の責務として、設備や作業環境により労働者が危険にさらされたり、死に、負傷、健康障害を被らないように防止措置を取る義務がある。
・機械や設備による危険
・物的・空気的要因による危険
・火災や爆発による危険
・工作や荷役等の業務における作業方法による危険
・障害や工作等の構造による危険
・ガラや粉じん、放射線や振動等による健康障害
・精神作業等の業務による健康障害
・労働者の作業行動から生ずる労働災害
・労働者の休憩に対する適切措置
6) 労働災害の防止
労働者にも事業者の行う危効防止措置に応じて必要な事項を守る義務がある。
7) 安全衛生教育の実施
労働者の耐用教育の如何に關わらず、安全衛生教育を行なはなければならない。
・児童のための安全衛生教育
・作業のための安全衛生教育
・労働者に対する特別教育
・新規就業に対する安全衛生教育
・危険有害物質に接する者の安全衛生教育（安全衛生準準向上のための教育）
8) 資格の取得と認定
資格がなければ、こと上できない業務
過去の災害事件による判断基準、クーナーの運転その他の一定業務については免許あるいは技能講習等の資格を有する者以

適用範囲の定められた労働安全衛生法施行令及び法律の条文と特に密接な労働安全衛生規則

第1編（船則）の条文を、法律の条文とともに記載しています。その他の規定は労働安全衛生規則の第1編（船則）総則を確認ください。

法=労働安全衛生法、令=労働安全衛生法施行令、規=労働安全衛生規則

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
法1条	法目的	目的	4. 適用なく遅延報告書を所轄基準監督署長に提出 （様式）統括安全衛生管理者選任報告書
法2条	定義	定義	1. 林業、製造業等の従業員50人以上の事業場についての選任 2. 統括安全衛生管理者の職務のうちの安全に係る技術的事項を管理者する
法3条	責務	関係者の心構え	罰則：法120条・法122条 3. 作業場等を監視し、必要な措置を講じる
法4条	責務	関係者の心構え	4. 安全管理者に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならぬ
法5条	共同企業体	届出	5. 選任なく遅延報告書を所轄基準監督署長に提出 （様式）安全衛生管理者選任報告書
法10条	統括安全衛生管理者	選任 資格	1. 従業員100人以下の建築業、林業等、300人以上の製造業、自動車整備業、機械修理業等又は1,000人以上の他の業種について選任 2. 共同企業体代表者は工事開始14日前（変更時は遅滞なく）までに、様式第1号により所轄基準監督署長を経由し、都府県分擔（様式）共同企業体代表者（変更）届出

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
法12条	2	報告	4. 適用なく遅延報告書を所轄基準監督署長に提出 （様式）統括安全衛生管理者選任報告書
法11条	3	選任 職務	1. 林業、製造業等の従業員50人以上の事業場についての選任 2. 統括安全衛生管理者の職務のうちの安全に係る技術的事項を管理者する
法16条1項		点検	罰則：法120条・法122条 3. 作業場等を監視し、必要な措置を講じる
法16条2項		責務	4. 安全管理者に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならぬ
法14条2項		報告	5. 選任なく遅延報告書を所轄基準監督署長に提出 （様式）安全衛生管理者選任報告書
法12条1項		選任 職務	1. 従業員50人以下の事業場について、工事場の規則に従じて～6名を主任、則7条1項参照 2. 統括安全衛生管理者の職務のうちの安全に係る技術的事項を管理者する
法12条2項		點検	罰則：法120条・法122条 3. 少なくとも毎週1回の事業場等を監視し、必要な措置を講じる
法11条1項		責務	4. 安全管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない
法11条2項		報告	5. 選任なく遅延報告書を所轄基準監督署長に提出 （様式）衛生管理者選任報告書
法12条の2		選任 職務	1. 従業員100人以上の事業場について選任し、店舗名を所轄基準監督署長に提出せる 2. 従業員50人以下の事業場に安全衛生管理者を選任しなければならない事業場の事業者は「安全衛生推進者」、それ以外の業種の事業者は「衛生推進者」を選任する
法12条の2-1		報告	3. 延期すれば、従業員500人以上の事業場では事業場にいては、2人以上よりの産業医を主任 4. 法人代表者（個人事業の場合は事業の代表者である個人）、事業場での事業の実施に統括管理する者以外の者から
法13条1項		選任 職務	1. 従業員100人以下の事業場について選任し、店舗名を所轄基準監督署長に提出せる 2. 従業員50人以上の事業場に安全衛生管理者を選任しなければならない事業場の事業者は「安全衛生推進者」、それ以外の業種の事業者は「衛生推進者」を選任する
法13条の2		報告	3. 延期すれば、従業員500人以上の事業場では事業場にいては、2人以上よりの産業医を主任 4. 法人代表者（個人事業の場合は事業の代表者である個人）、事業場での事業の実施に統括管理する者以外の者から

7

8



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 03-5785-6560
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

1	労働安全衛生法
2	労働安全衛生規則
3	有機溶剤中毒予防規則
4	粉じん障害防止規則
5	石綿障害予防規則
6	機械等検定規則
7	クレーン等安全規則
8	高気圧作業安全衛生規則
9	ゴンドラ安全規則
10	酸素欠乏症等防止規則
11	四アルキル鉛中毒予防規則
12	事務所衛生基準規則
13	電離放射線障害防止規則
14	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
15	特定化学物質障害予防規則
16	鉛中毒予防規則
17	ボイラーや圧力容器安全規則

※本書の内容現在は、原則として令和5年4月1日施行現在です。

よくあるQ&A

Q : 労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。

A : 安衛法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるもので、安衛法第1条（目的）、第3条第1項（事業者等の責務）、附則第4条による改正後の労基法第42条等の規定により、この法律と労働条件についての一般法である労基法とは、一体としての関係に立つものであることが明確にされています。

したがって、労基法の労働衛生の部分（具体的には労基法第1条から第3条までの）は、安衛法の施行にあたっても当然その基本とされるものです。また、賃金、労働時間、休日などの一般的労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、安衛法の第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」どうたついている趣旨に則り、安衛法と労基法とは、一体的な運用が図られなければならぬものとされています。

Q : 事業場の範囲の扱い方は如何ですか。

A : 安衛法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになっており、安衛法による事業場の適用単位の考え方は、労基法における考え方と同一です。

すなわち、ここでの事業場とは、工場、倉庫、事務所、店舗等のごく一定の場所において相連する組織のものに継続的に行われる作業の一全体をいいます。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異なる部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって安衛法がより適切に適用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附設された給食場等が該当します。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、画面上位の機構と一括して一の事業場として取り扱われます。

Q : 事業場の業種のとらえ方は如何ですか。

A : 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理業務をもっぱら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定されます。

例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、安衛令第2条第3号の「その他の業種」とされます。

Q : 事業者とは何を指しますか。

A : 安衛法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しています。

このことは、従来の労基法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営

関連商品

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション

コンテンツ（一部）

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約250本）根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答／よくある疑問を相談事例として提供
メールマガジン	改正情報をメールマガジンで配信（月1回）



①安全衛生関係法令をWEBで一括管理！

情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！

②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ！

③届出、報告、選任などの法的要件を抽出した『法令別要求事項』を登載！労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です！

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規



CLICK!



申込書（第一法規刊）

労働安全衛生法クイックガイド2023

●定価 4,290円（本体3,900円+税10%） [コード 092064]

申込部数	部
------	---

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社と取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、330円（税込）
3万円以下の場合、440円（税込）
10万円以下の場合、660円（税込）

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた
ただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL

E-mail

□公用
□私用

□公用
□私用

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
■FAX.0120-302-640

書店印